

(家畜集合施設の開催等の制限)

第12条 知事は、法第33条の規定により、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、指定家畜等に係る競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催又はと畜場若しくは化製場の事業を停止し、又は制限するものとする。

2 知事は、法第34条の規定により、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、指定家畜等に係る放牧、種付け、と畜場以外の場所におけると殺又はふ卵を停止し、又は制限するものとする。

3 知事は、前2項の規定により停止又は制限をしたときは、家畜及び家畜伝染病の種類並びに停止又は制限の内容その他必要な事項を告示するものとする。停止又は制限を解除したときも同様とする。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による停止又は制限をした場合において、特に支障がないと認めるときには、指定家畜等に係る競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催若しくはと畜場若しくは化製場の事業又は放牧、種付け若しくはと畜場以外の場所におけると殺若しくはふ卵を許可することができる。

5 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 指定家畜等を集合させる催物を開催しようとする場合 様式第10号

(2) と畜場又は化製場の事業を実施しようとする場合 様式第11号

(3) 放牧又はふ卵をしようとする場合 様式第12号

(4) と殺をしようとする場合 様式第13号

(5) 種付けをしようとする場合 様式第14号

第13条中「第12条第1項ただし書又は同条第2項ただし書」を「前条第4項」に改める。

様式第5号中「富山県指令畜第 号」を「富山県指令 第 号」に、「㊦」を「印」に改める。

様式第10号中「第12条第1項ただし書」を「第12条第4項」に改める。

様式第11号中「と畜（化製）場事業実施許可申請書」を「と畜場（化製場）事業

実施許可申請書」に、「と畜（化製）場の」を「と畜場（化製場）の」に、「第12条第1項ただし書」を「第12条第4項」に改める。

様式第12号中「第12条第2項ただし書」を「第12条第4項」に改める。

様式第13号中「とさつ許可申請書」を「と殺許可申請書」に、「とさつを」を「と殺を」に、「第12条第2項ただし書」を「第12条第4項」に改める。

様式第14号中「第12条第2項ただし書」を「第12条第4項」に改める。

様式第16号中「第11条第2項」を「第14条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第4条、様式第5号及び様式第16号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県家畜伝染病予防法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（農業技術課）

富山県老人福祉法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年6月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第48号

富山県老人福祉法施行規則の一部を改正する規則

富山県老人福祉法施行規則（昭和38年富山県規則第62号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「条例、定款その他の基本約款」を「届出者の登記事項証明書又は条例」に改め、「及び経歴」を削り、「及び認知症対応型老人共同生活援助事業」を「、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業」に改め、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考1とし、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第4号中「その他主な職員」及び「及び経歴」を削り、同様式備考1を次のように改める。

- 1 届出書には、届出者の登記事項証明書又は条例を添付すること。

様式第7号中

「2 施設の地理的状況

3 施設の設置者

4 施設の経営者

を

5 施設の創設又は既存施設の改造、拡張、修理の別及びその必要理由

6 入所定員

」

「2 施設の設置者

3 施設の経営者

4 施設の創設又は既存施設の改造、拡張、修理の別及びその必要理由

に、

5 入所定員

」

「7 建物の規模及び構造並びに設備の概要」を

「6 建物の規模及び構造並びに設備の概要」に、

「8 職員の定数及び職務の内容

9 職員の勤務体制及び勤務形態

10 事業開始の予定年月日

11 経営の責任者及び養護の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴

を

12 経営の方針

13 協力医療機関の名称及び診療科並びに協力歯科医療機関の名称

14 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

」

「7 職員の定数及び職務の内容

8 職員の勤務体制及び勤務形態

9 事業開始の予定年月日

10 経営の責任者及び養護の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴

に改め、同

11 経営の方針

12 協力医療機関の名称及び診療科並びに協力歯科医療機関の名称

13 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

」

様式備考1(1)を削り、同様式備考1(2)中「条例、定款、運営規程その他の基本約款」を「届出者の登記事項証明書又は条例」に改め、同様式備考1(2)を同様式備考1(1)とし、同様式備考1(3)及び同様式備考1(4)を削り、同様式備考1(5)を同様式備考1(2)とし、同様式備考1(6)を削る。

様式第8号中「地理的状況並びに」を削り、同様式備考1(1)を削り、同様式備考1(2)中「定款、運営規程その他の基本約款」を「申請者の登記事項証明書」に改め、同様式備考1(2)を同様式備考1(1)とし、同様式備考1(3)及び同様式備考1(4)を削り、同様式備考1(5)を同様式備考1(2)とし、同様式備考1(6)を同様式備考1(3)とし、同様式備考1(7)を同様式備考1(4)とし、同様式備考1(8)を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定（「及び認知症対応型老人共同生活援助事業」を「、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県老人福祉法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(高齢福祉課)

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年6月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第49号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行規則の一部を改正する規則

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

(平成18年富山県規則第66号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中

フリガナ		性別	男・女
受診者氏名			

を

フリガナ	
受診者氏名	

に改める。

様式第6号中

氏名		年 月 日生 (歳)	男・女
----	--	-------------	-----

を

氏名		年 月 日生 (歳)
----	--	-------------

に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

様式第8号中

患者氏名	性別
------	----

を

患者氏名

に改める。

様式第9号中

フリガナ		性別
氏名		男・女

を

フリガナ	
氏名	

に改める。

様式第10号中

フリガナ		性別
氏名		男・女

を

フリガナ	
氏名	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(健康課)
